



佐賀県公報

平成16年
2月2日
(月曜日)
第12411号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

- 平成十五年度における保安林の許可すべき皆伐面積の限度 (六〇・森林整備課) 一
- 道路の区域の変更 (六一・道路課) 一
- 道路の供用開始 (六二・") 二
- 道路の区域の変更 (六三・") 二
- 道路の供用開始 (六四・") 二
- 都市計画事業変更の認可 (六五・まちづくり推進課) 三
- エックス線回折装置の購入に係る一般競争入札 (産業振興課) 三
- 分光光度計の購入に係る一般競争入札 () 五

○ 告 示

●佐賀県告示第六十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成十六年二月二日

佐賀県知事 古川 康

区域の名称	同上に含まれる森林	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
筑後川	鳥栖市、神埼郡(三瀬村を除く。)及び三養基郡の一円	三三三 三四
川上川	佐賀市、佐賀郡、神埼郡三瀬村並びに小城郡小城町及び三日月町の一円	五五一 一三
佐賀北部	唐津市及び東松浦郡の一円	四一四 〇五
六角川	多久市、武雄市、小城郡牛津町及び杵島郡の一円	二六九 九二
有田川	伊万里市及び西松浦郡の一円	二四三 五六
佐賀南部	鹿島市及び藤津郡の一円	三七四 一九

●佐賀県告示第六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年二月二日から平成十六年三月一日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十六年二月二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路		変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
一般国道 二〇七号	杵島郡白石町大字東郷字一本楠一二五六番地先から 杵島郡白石町大字横手字二本松竈八六六番一地先まで	前	後	二〇・三 九・二	三、四五六・四
		八・六	一八・七 三、四五七・一		
<p>●佐賀県告示第六十二号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十六年二月二日から平成十六年三月一日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年二月二日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>					
路線名	供用開始の区間	供用開始の期日			
一般国道 二〇七号	杵島郡白石町大字東郷字一本楠一二五六番地 先から 杵島郡白石町大字横手字二本松竈八六六番一 地先まで	平成一六・二・二			
<p>●佐賀県告示第六十三号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>その区域を表示した図面は、平成十六年二月二日から平成十六年三月一日まで</p>					
<p>で佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年二月二日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>					
道路の種類 及び路線名	道路		変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
武雄福富線 県道	杵島郡白石町大字今泉字網代一六七番一地先から 杵島郡福富町大字福富字一本松八七九番二地先まで	前	後	三四・〇 五・七	四、二四四・二
		五・七	一八・五 八五二・三		
肥前白石停車場線 県道	杵島郡白石町福田字郷一本楠一九三二番九地先から 杵島郡白石町大字福田字三本榎一四五二番一地先まで	前	後	一五・二 六・〇	八六二・四
		六・〇	六・二		
<p>●佐賀県告示第六十四号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十六年二月二日から平成十六年三月一日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年二月二日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>					

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄福富線	杵島郡白石町大字今泉字網代一六七番一地从先から 杵島郡福富町大字福富字一本松八七九番二地先まで	平成一六・二・二一
県道 肥前白石停車場線	杵島郡白石町大字福田字郷一本楠一九三二番九地先から 杵島郡白石町大字福田字三本榎一四五二番一地从先まで	〃

●佐賀県告示第六十五号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の変更を認可した。
平成十六年二月二日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称
北茂安町

二 都市計画事業の種類及び名称
北茂安都市計画下水道事業 北茂安町公共下水道

三 事業施行期間
平成十二年十二月八日から
平成十九年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分 平成十二年佐賀県告示第六百十四号の事業地のうち、北茂安町大字江口字西大島地内において事業地を変更する。
使用の部分 変更なし

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年2月2日

収支等命令者

佐賀県産業技術センター所長 谷 口 優

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 X線回折装置 1式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成16年3月31日

(4) 納入場所 佐賀県西松浦郡有田町中部丙3037番地7

佐賀県産業技術センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 当該物品を期限内に納入できる者であること。

(3) 当該物品の購入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、当該物品の性能、機能等に関する応札仕様

<p>書を別途センターが定める期限までに当該物品の担当者に提出しなければならない。提出された応札仕様書を審査の上、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の対象者とする。</p> <p>なお、提出した仕様書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>4 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号844-0024 佐賀県西松浦郡有田町中部丙3037番地7 佐賀県産業技術センター 電話 0955-43-2185</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成16年2月2日から平成16年2月12日までの期間、上記(1)の場所で随時交付する。</p> <p>(3) 入札書の提出方法 上記(1)の場所に持参し、又は郵送すること。 なお、郵送の場合は書留郵便とする。</p> <p>(4) 入札書の提出期限 平成16年2月13日 10時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 平成16年2月13日 10時 佐賀県産業技術センター2F 中会議室</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 入札保証金 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しく</p>	<p>は確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額100分の5以上)を締結し、その保険証券を提出する者</p> <p>イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明書等を提出する者</p> <p>(2) 契約保証金 契約締結の際に、契約に係る金額の100分の10以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額100分の10以上)を締結し、その保険証券を提出する者</p> <p>イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明等を提出する者</p> <p>(3) 入札無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 本入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 1人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p>
--	---

<p>カ 入札保証金を納付しない者及び当該保証金の納付額が不足する者 キ 前各号に掲げるもののほか、本入札の条件に違反したものの</p> <p>(4) 契約書作成の要否 要</p> <p>(5) 落札者の決定方法</p> <p>ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。</p> <p>イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(6) 詳細は入札説明書による。</p> <p>次のとおり一般競争入札に付します。</p> <p>平成16年2月2日</p> <p>収支等命令者 佐賀県築業技術センター所長 谷 口 優</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品及び数量 分光光度計 1式</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 納入期限 平成16年3月31日</p> <p>(4) 納入場所 佐賀県西松浦郡有田町中部丙3037番地7 佐賀県築業技術センター</p> <p>(5) 入札方法</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを</p>	<p>問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 当該物品を期限内に納入できる者であること。</p> <p>(3) 当該物品の購入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。</p> <p>3 入札参加者に求められる義務</p> <p>入札に参加しようとする者は、当該物品の性能、機能等に関する応札仕様書を別途当センターが定める期限までに当該物品の担当者に提出しなければならない。提出された応札仕様書を審査の上、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の対象者とする。</p> <p>なお、提出した仕様書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>4 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号844-0024 佐賀県西松浦郡有田町中部丙3037番地7 佐賀県築業技術センター 電話 0955-43-2185</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成16年2月2日から平成16年2月12日までの期間、上記(1)の場所で随時交付する。</p> <p>(3) 入札書の提出方法 上記(1)の場所に持参し、又は郵送すること。 なお、郵送の場合は書留郵便とする。</p>
---	---

<p>(4) 入札書の提出期限 平成16年2月13日 10時30分</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 平成16年2月13日 10時30分 佐賀県築業技術センター2F 中会議室</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 入札保証金</p> <p>入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額100分の5以上)を締結し、その保険証券を提出する者</p> <p>イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明書等を提出する者</p> <p>(2) 契約保証金</p> <p>契約締結の際に、契約に係る金額の100分の10以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額100分の10以上)を締結し、その保険証券を提出する者</p>	<p>イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明書等を提出する者</p> <p>(3) 入札無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 本入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 1人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 入札保証金を納付しない者及び当該保証金の納付額が不足する者</p> <p>キ 前各号に掲げるもののほか、本入札の条件に違反したものの</p> <p>(4) 契約書作成の要否 要</p> <p>(5) 落札者の決定方法</p> <p>ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。</p> <p>イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(6) 詳細は入札説明書による。</p>
---	--